

# 広報 うえだ

昭和55年 5月16日

第 815 号

昭和27年12月22日第3種郵便物認可・毎月1日・16日発行・定価1部3円

発行 上田市  
編集 秘書課  
電話 上田②4100  
印刷 田辺印刷



5月5日の子供の日、上田公園一帯で、恒例の「こどもまつり」が開かれました。当日は、朝から時折小雨がぱらつき、みんなをがっかりさせはしたものの、お昼前からは、ますますの天気になりました。35mはしご消防車や白バイなどをバックに写真を撮る親子、「豚レース」で逃げ回る子豚に歓声をあげる親子など、約25,000人の家族連れでにぎわいました。  
(写真は「豚レース」での1コマ)

## 主な内容

上田市関越道上越線促進協が発足.....	2・3
防災訓練に伴う周辺道路の交通規制.....	3
春の叙勲、3氏がめでたく受章.....	4
市政伸展に尽された功労者7名を表彰.....	5
健康づくり、胃検診のすすめ.....	6
今月の納税.....	7
朝日ヶ丘児童館のご利用を.....	8
市営住宅(第2種)の入居者を募集.....	9
心身障害者の皆さんへ、自動車に係る物品税の免除範囲が拡大.....	10

## 市民と市長の日

「市民と市長の日」を6月2日(月)午前9時から午後4時まで、市役所3階市長室で行います。お気軽におでかけください。

## 農地問題相談日

「農地問題相談」を6月2日(月)午前8時30分から午後5時まで、市役所2階農業委員会事務局で行います。お気軽におでかけください。

第一  
伊藤 政さん  
中央一丁目  
(松尾町) 八二  
小林 亀治さん  
増沢 千里さん  
中吉田 七九  
上手 七九  
宮下 いしさん  
国分一丁目  
(上堀) 七八

し  
い  
ま  
ち  
に  
す  
る  
願  
い  
を  
こ  
め  
て  
こ  
こ  
に  
市  
民  
憲  
章  
を  
定  
め  
ま  
す  
。   
く  
世  
界  
に  
目  
を  
向  
け  
た  
明  
る  
い  
ま  
ち  
に  
し  
ま  
す  
。

# 越 道上越線促進協が発足

## 周辺地域と連携し 早期建設をめざす

上田市関越自動車道上越線建設促進協議会は、四月二十三日、上田市役所で設立総会を開き、正式に発足しました。

この促進協議会の発足により、今後は市内各階層のご協力を得て、関越道上越線建設にともなう地域として必要な研究調査を進めます。さらに、生活環境、産業基盤の整備などに配慮しながら、関係機関、周辺地域と連絡をとり、国、県および建設担当諸機関に対し、早期建設を強く働きかけていきます。促進協議会の構成メンバーは、市、市議会、農業委員会、自治会連合会、商工会議所、三農協など市内各種団体の代表七十七名で、会長には石井市長が選出されました。

当日の促進協議会で決った今後の運動方針は、次のとおりです。

- ① 建設促進を要請するため、国、県および建設担当関係機関などへ陳情活動を実施する。
- ② 関係機関および関係地域との連携をはかり、建設計画について

の調査、情報交換などを実施する。

- ③ 上田市の対応について、関係諸団体の協力のもとに研究調査し、必要があれば先進地域の視察調査を実施する。
- ④ 建設計画および促進運動の状況について、広報活動を実施する。
- ⑤ その他、必要な事項の活動を推進する。

開通により  
経済を主体に発展

関越道上越線建設計画は、昭和四十七年六月、群馬県藤岡市から長野市に至る約百二十三km、さらに昭和四十八年十一月、長野市から新潟県上越市までの約七十kmが基本計画として決定され、建設に關しての基礎的な調査が開始されました。

首都圏から内陸部を経過して日本海地域を結ぶ関越道上越線は、道路交通の利便を飛躍的に向上させ、周辺地域における政治、経済、教育文化などに大きな影響を与えます。特に、自動車による生活圏

佐久市・上越市間は依然基本十面のまま

ままであるのが現状です。特に、佐久、長野間は上田市にとって重要な関連があり、具体的な建設計



上田市関越道上越線建設促進協議会の設立総会(4月23日、上田市役所で)

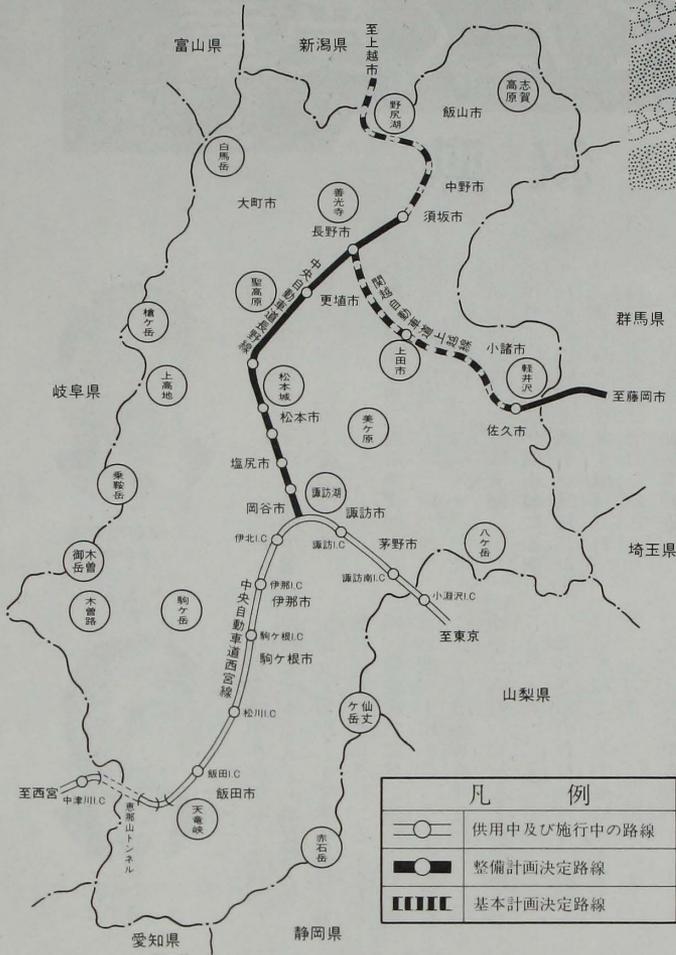
### 防災訓練に伴う

### 周辺道路の交通規制

の拡大、物資流通の円滑化による商圏の拡大、さらに産業活動の活性化にともなう雇用の増大、農業

生産における大消費地への食糧供給の増大など経済基盤を主体とした発展が予想されます。

県内高速自動車道網図



# 上田市関越道

佐久市・上越市間は依然基本計画のまま

国においては、その後昭和五十三年十一月、群馬県藤岡市から佐久市の間六十九kmを整備計画線として、昭和五十四年三月、日本道路公団に施行命令を出し、具体的な建設調査に着手しています。

これにひきかえ、佐久市から上田市を経て長野市、上越市に至る地域については、依然基本計画の

ままであるのが現状です。特に、佐久、長野間は上田市にとって重要な関連があり、具体的な建設計画決定の遅延は、全国的に幹線自動車道整備が進められている中で、後進地域として不利な結果を招くこととなります。

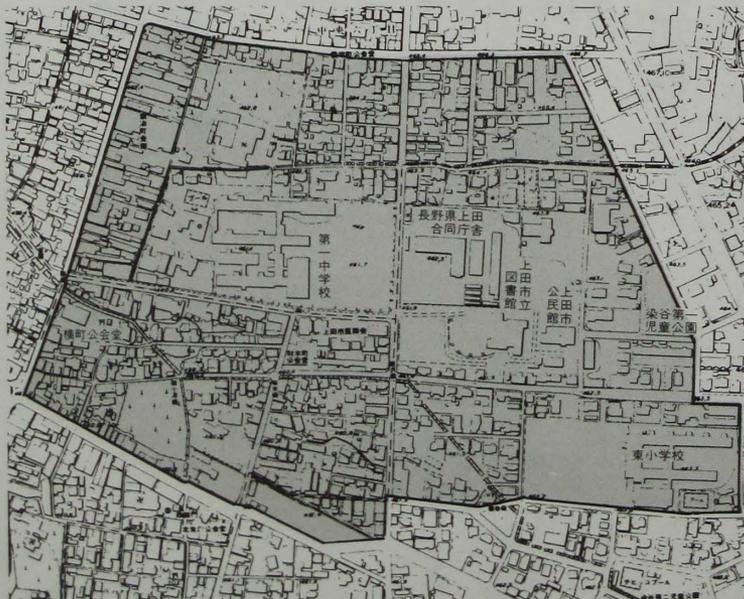
したがって、幹線自動車道は秩序ある建設計画によって全線が開通してこそ、その使命が達成されるものであり、佐久市から先の基本計画線についても、具体的な建設計画の早期決定が強く望まれます。

県および建設担当関係機関などへ陳情活動を実施する。

②関係機関および関係地域との連携をはかり、建設計画について

道路交通の利便を飛躍的に向上させ、周辺地域における政治、経済、教育文化などに大きな影響を与えます。特に、自動車による生活圏

防災訓練に伴う道路規制図



## 防災訓練に伴う周辺道路の交通規制

5月31日(土) 午前10時～同11時30分

「広報うえだ」五月一日発行第八一四号でお知らせしました「第一回上田市防災訓練」を実施するのに伴い、五月三十一日(土)は、左図のように□部分内の道路は、午前十時から同十一時三十分まで交通規制が行われますので、車両の通行ができませんからご注意ください

「広報うえだ」五月一日発行第八一四号でお知らせしました「第一回上田市防災訓練」を実施するのに伴い、五月三十一日(土)は、左図のように□部分内の道路は、午前十時から同十一時三十分まで交通規制が行われますので、車両の通行ができませんからご注意ください

なお、交通規制内地域での路上駐車は、緊急車両などの通行の妨げになりますので、ご遠慮くださるようお願いいたします。

の拡大、物資流通の円滑化による商圏の拡大、さらに産業活動の活性化にともなう雇用の増大、農業

生産における大消費地への食糧供給の増大など経済基盤を主体とした発展が予想されます。

# 3氏がめでたく受章

## 春の叙勲



勲四等瑞宝章 西川伊次郎さん

四月二十九日に、市内にお住まいの次の三人の方が、勲四等瑞宝章など、めでたく受章されました。

◇勲四等瑞宝章 西川伊次郎さん (七十歳 中央三一―四) 西川

さんは、昭和二十六年五月、上田市議会議員に当選、以来同三十八年四月までの十二年間市政に参画され、この間、市議会副議長、市議会議長などの要職を歴任され、円滑な議会運営に努力されるとともに、上田産業道路事業推進、上田市民会館建設事業推進など地域産業の発展と住民福祉の向上に貢献されました。

また、昭和四十二年四月、長野県議会議員に当選、以来同五十年四月までの八年間県政に参画され、この間、決算特別委員長、農政委員長などの要職を歴任され、スーパー林道南アルプス線推進、長野県農業開発公社設立推進など地方自治の振興発展と住民福祉の向上に貢献されました。

◇勲五等双光旭日章 川村憲三さん (七十五歳 中央西一一―九一―五) 川村さんは、昭和三十九年、



勲五等双光旭日章 川村 憲三さん

上田市立清明小学校校長を退職された後も、本州大学(現長野野大学)上田女子短期大学で学生課長、事務長として勤務され、五十年もの間、学校教育に尽くされました。

この間、上田小県・小中学校長、上田小県教育会会長、上田小県誌刊行会会長などの要職を歴任されました。

川村さんの教育に対して前向きに取り組まれる態度は、多くの同僚、父兄などから慕われています。

また、文化財についても五十年以上のキャリアがあり、いくつもの著書が出版されています。現在も上田市文化財保護委員会、社団法人長野県文化財保護協会会長として活躍されています。

◇勲五等双光旭日章 平尾義雄さん (七十五歳 常田二―二二―二七) 平尾さんは、昭和三十六年、

九子町立九子中学校校長を退職されるまでの三十七年間、教育一筋に精進され、この間、上田小県・小中学校長会会長、上田小県教育会会長などの要職を歴任されました。

平尾さんの円満な人格と熱烈的な教育愛は、多くの子弟同様から深い



勲五等双光旭日章 平尾 義雄さん

信頼と尊敬が寄せられています。

その後、上田市教育長を務められ、五か年計画による東小・三中・五中などの校舎の新築、中学校五校の学校給食センターの新設など学校教育に尽くされました。また、教育長として社会教育にも力を注がれ、国分寺史跡の発掘調査と国分寺史跡公園の創設、染屋台上の県立野球場設立などに貢献されました。

### 県知事表彰 二氏が受章

五月三日「憲法記念日」に、市内にお住まいの次のお二人が、県知事表彰をめでたく受章されました。

◇産業功労者 竹内 正さん (六十五歳 大字別所温泉一六〇六一)

一) 竹内さんは、昭和四十年、別所温泉観光協会会長の要職に就かれ、以来持ち前の活動力と卓越した指導力を発揮され、塩田地区一帯の文化財などを「信州の鎌倉」として、全国的に知名度を高めます。

など、別所温泉の観光事業に貢献されました。

また、昭和二十二年四月、別所村会議員に当選、以来塩田町町会議員、上田市議会議員など二十三年間、議会議員として敏腕を振われ、上田市社会福祉センター「相染閣」建設促進など、地方自治の発展、育成に尽されました。

◇産業功労者 猪坂直一さん (八十二歳 中央六一―四―二六) 猪坂さんは、特に、大正後期から昭和初期における蚕糸業の不況期に、蚕糸類の新用途の研究、開発に努力され、「蚕糸の都」上田の基礎を築くとともに、全国にその名を顕現しました。その後も、県蚕糸業会理事、県織維協力会委員、県蚕糸審議会委員などの要職を歴任され、長野県蚕糸業界の発展に貢献されました。

また、昭和二十二年二月、上田商工会議所理事に選任され、以来二十五年間、工業委員長、経済政策委員長などの要職を歴任され、市産業界の発展に尽されました。



市政伸展に尽された

式

藤さん

# 市政伸展に尽された 功労者七名を表彰

市制施行記念日の五月一日、上田市功労者表彰式が、市役所六階大会議室で行われました。

この功労者表彰は、市政のために特に功労のあった皆さまに、感謝の意を表して、上田市表彰規則に基づいて行われているもので、今年には次の七名の方が受章されました。

表彰式では、石井市長が「市政伸展に多年献身的な活躍をいただきました。また方々のご功績をたたえるため、上田市表彰規則第三条により市政功労者として、表彰申し上げます。ことといたしました。どうか今後とも、より豊かな住まいよ上田市に築きあげていくため、ますますご健勝にて、各般にわたりご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます」と式辞を述べたあと、一人ひとりに表彰状と功労章を手渡しました。

続いて、来賓を代表して市議会議長からお祝いのことがあったほか、受章者を代表して遠藤弥重さんが「今後とも、微力ではあります、住みよい明るい街づくり

に務めたいと思います」と謝辞を述べられました。

## 功労表彰者・七名(五十音順)

- ▽池田英雄さん
- ▽遠藤弥重さん
- ▽大原春正さん
- ▽小林 優さん
- ▽竹内ミツメさん
- ▽永井和巳さん
- ▽西川秀栄さん

## 選挙の知識 (25)

### 投票

選挙における投票は、選挙期日に選挙人名簿の属する投票区の投票所において選挙人名簿と対照された後、投票用紙の交付を受けます。そして投票管理者、投票立会人の立会いのもとに、投票記載所で投票用紙に候補者の氏名を記載し投票箱に投函します。以上が投票に関する基本的な原則ですが、これらの原則には次の例外もあります。

○記号式投票——記号式投票制度は、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に限り、条例で定めるところにより採用できるとされています。記号式投票ではあらかじめ投票用紙に候補者の氏名が印刷されていて、これに○の記号を自書、または○の記号をあらかじめ押すことによって投票します。

上田市では、市長選挙が記号式で行われています。

○代理投票——手をいためていたり、字を知らないために字が書けないなどの場合、投票所で申し出れば補助者が代わって投票する方法です。

○不在者投票——投票当日やむを得ない仕事や病気のため投票所に行って投票できない人が、投票日の前にあらかじめ投票できる制度です。

## 少年出張相談を開設

### 6月は川西公民館などで

少年出張相談を下記のとおり開きますが、相談を希望される方は、あらかじめ社会課青少年係(☎24100 内線379)へ申し込んでください。

6月6日(金) 社会福祉協議会(第二中学校前)

6月12日(木) 川西公民館

時間は両会場とも

昼の部 午後1時30分～4時30分

夜の部 午後7時～9時



式辞を述べる石井市長



石井市長(左)に受章者を代表して謝辞を述べる遠藤さん

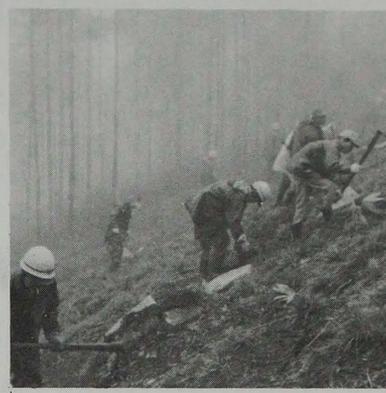
◇勲五等双光旭日章 川村憲三さん(七十五歳 中央西一九九一—五) 川村さんは、昭和三十九年、

会長などの要職を歴任されました。平尾さんの円満な人格と熱烈な教育愛は、多くの子弟同僚から深い

導力を発揮され、塩田地区一帯の文化財などを「信州の鎌倉」として、全国的に知名度を高めさせる



# お知らせ



5月9日、市民の森で、市の植樹祭が行われました。あいにく小雨の天気でしたが、約110人の参加者は、1時間30分ほどで4,000本のヒノキの苗木を植えました。

## 健康づくり

### 胃検診のすすめ

現在、わが国のガン死亡者は、一年間で十五万人を越え、その半数近くが胃ガンで亡くなっています。上田市でも胃ガンによる死亡は、ガン死亡の第一位で、昨年は四十一人の方が亡くなっています。ガンは働き盛りの三十から六十歳代に一番多く、また男性は女性の四倍もガンになっています。

ガンは、発見が早ければ早いほど治りやすく、早期のガンは一〇〇%治ります。しかし、早期のガンは自覚症状がなく、自分ではわかりません。しかも、ガンは急激には広がり、知らず知らずのうちに広がり、自覚症状が出た時には

はかなり進んでいます。

### 早期発見、胃検診が一番

「バリウムを飲むのがいやだ」「自分はガンの家系ではない」「体が丈夫だから」などの理由で検診を受けない方がいらっしやいます。バリウムは以前より飲みやすいいものを用意してあります。

「ガンの早期は自覚症状がなく、症状がでてからでは遅い」ということを頭に入れ、三十五歳をすぎたなら、年に一回は胃検診を受けるようにしましょう。

また、胃の調子がおかしい、食欲がない、やせてきた、食物の好みが変わってきたというような症状のある方は、決して遅すぎるといふことはありませんので、すぐに専門医で胃検診を受けましょう。

### 今月から胃検診を実施

市では、三十五歳以上の希望者を対象に、五月十九日から検診車による胃集団検診を実施します。五月は塩尻、西部、北部、東部地区。六月は神科、豊殿、神川地区。七月は城下、川辺、泉田、南部、中央地区。八月は塩田、川西地区です。なお胃検診の申し込みをされていない方で、胃検診を希望される方は、保健予防課保健係(☎4100内線289)へご連絡ください。

### 胃検診で注意すべき点は：

胃の中に水や食物がありますとレントゲン写真に影がで、ガンや潰瘍に間違えることがあります。検診の前日の夜九時からは水や食物など何もとらないで(当日の朝食もとらないで)会場へおでかけください。特に、女性は朝食の味見に気をつけてください。

検診では問診の際、下剤をお渡しますが、この下剤は家に帰ったらすぐにお飲みください。検診の当日は、バリウムを早く体内から出すために、できるだけ水分や野菜類をたくさんとりましょう。

### 胃検診ができない方は：

市の胃集団検診で、検診を受けることができない方は——三十五歳未満の方、すでに胃の手術をしている方、妊娠している方など

すが、一人で立ってられないほど衰弱している方もご注意ください。また、現在何かの病気で治療中の方は、主治医とご相談の上、検診をうけてください。

## みんなでつくろう 住みよい環境

六月は、環境保護月間です。私たちがとりまく環境に対する認識を深め、その環境をよりよいものにするため、市ではこの期間中に次の行事を行います。皆さんもこの行事に積極的に参加しましょう。

## 自治会長および 電話番号の変更

四月一日付の「広報うえだ」で、五十五年度の自治会長名簿を掲載しましたが、その後、自治会長および電話番号の変更がありましたので、お知らせします。

- △自治会長の変更
  - △久保林自治会長 西沢吉次郎 電話☎1085
  - △小泉自治会長 宮崎真平 電話☎9561
  - △学海北自治会長 斉藤敏雄 電話☎6797

### 環境保護月間行事予定表

行事名	説	明
河川パトロール	市内主要河川のパトロールを全市いっせいに実施。	
不法投棄調査	菅平有料道路周辺はじめ幹線連絡道路河川敷などの調査。	
特定施設、一般廃棄物保管状況調査	特定施設、一般廃棄物の保管状況調査と指導。	
し尿浄化そう管理指導	市内に設置してあるし尿浄化そうの水質検査にあわせて、維持管理と調査指導。	
家庭雑排水浄化対策	県下一斉の啓蒙指導に合わせて設置促進と設置者の維持管理指導を実施。	
主要河川および農業用水の水質調査	PH、BOD、SS、DO電導度、NP、その他について調査。	
河川愛護会活動指導	市内各河川愛護会の活動指導。	

## 今月の納税

追加：五十年四月一日から五十年三月三十一日までを生まれ、昨年初回で二回接種して

今回の日本脳炎予防接種は受けられません。次回にお受けください。

## 乳幼児 健康診査

の健康状態に十分注意し、特に、体温は必ず計り、それを問診票へ記入の上、母

三歳児

### 今月の納税

軽自動車税 全期  
国民健康保険税 第2期  
収税課 ☎241000 内線  
241・有線 ☎20691

今月の納税は、軽自動車税・全期と国民健康保険税・第二期です。税金は、納期内に納入されるよう、ご協力ください。今月の納期限は五月三十一日(土)です。

納税で 心のふれあう  
町づくり

### 日本脳炎予防接種を 実施します

保健予防課保健係  
☎241000 内線289  
有線 ☎20721

日本脳炎予防接種を次により行いますので、該当する皆さんは指定された各会場でお受けください。

〈対象者〉  
初回：五十一年四月一日から五十二年三月三十日までに生まれた子供さん。

日本脳炎予防接種日程表

実施日	会場	対象地区	1回目		2回目	
			日	日	日	日
5月30日	市塩田母子健康センター	中塩田	6月12日			
	農協神川事業所	大屋・岩下・上沢・国分・堀・上堀				
	市健康センター	踏入・泉町・上常田・中常田・下常田・北常田・材木町・横町・海野町・原町・袋町・馬場町・田町・丸堀町・木町				
6月3日	上野が丘公民館	畑山・伊勢山・神科新屋・野竹・西野竹・笹井・富士見台・岩門・染屋	6月13日			
	新田区民会館	上川原柳町・下川原柳町・緑が丘・新屋・緑が丘北・緑が丘西				
	川辺町会館	川辺町・下之条・築地・東築地				
	森公民館	豊殿全区				
6月5日	市川西社会福祉センター	川西全区	6月17日			
	農協神川事業所	下青木・みすず台南・みすず台北・上青木・梅が丘・久保林・黒坪				
	農協城下事業所	小牧・諏訪形・須川・中村・三好町・朝日ヶ丘・半過				
6月6日	市塩田母子健康センター	東塩田・西塩田・別所	6月19日			
	上塩尻公民館	秋和・上塩尻・下塩尻				
	市健康センター	南天神町・北天神町・松尾町・鷹匠町・本町・末広町・大手町・北大手・下紺屋町・鎌原・西脇・新町・諏訪部・生塚・常磐町・城北				
	川辺町会館	上田原・神畑・倉升・福田・吉田				
6月10日	新田区民会館	愛宕町・上鍛冶町・鍛冶町・上房山・下房山・上紺屋町・柳町・新田	6月20日			
	農協城下事業所	御所・中之条・千曲町				
	上野が丘公民館	蛇沢・金井・山口・大久保・長島・金剛寺				

※時間は各会場とも午後1時30分～2時30分。

追加：五十一年四月一日から五十二年三月三十一日までに生まれ、昨年初回で二回接種してある子供さん。  
〈日程・会場〉  
左表のとおり。  
〈注意事項〉  
①五月にポリオ生ワクチン(小児マヒ)を受ける子供さんは、

今回の日本脳炎予防接種は受けられません。次回にお受けください。  
②七月上旬に行われるツベルクリン・BCG接種を受ける子供さんは、日本脳炎予防接種を受けて二週間を経過してから、お受けください。  
③接種を受ける時は、子供さん

の健康状態に十分注意しましょう。特に、体温は必ず計り、それを問診票へ記入の上、母子健康手帳と一緒に持参してください。  
④会場の混雑を避けるため、指定された会場へおでかけください。

乳幼児健康診査日程表

会場	市健康センター			市塩田母子健康センター	市川西社会福祉センター
対象児	4か月児	9か月児	1歳6か月児	4・9か月児	4・9か月児
	55年2月生	54年9月生	53年12月生	55年2月生 54年9月生	55年2・3月生 54年9・10月生
地区	新市内 旧市内	新市内 旧市内	新市内 旧市内	塩田全区	川西全区
日程	6月4日 18日	5日 25日	11日 24日	17日	12日

新市内…塩尻・川辺・泉田・神川・神科・豊殿  
旧市内…東部・南部・中央・北部・西部・城下

三歳児健康診査日程表

会場	市健康センター	市塩田母子健康センター
地区	新市内 旧市内	塩田全区
対象児	52年5月生	52年5・6月生
日程	6月20日 27日	13日

六月の乳幼児、三歳児健康診査を次により行います。時間はいずれも午後一時三十分から二時三十分。ただし、四・九か月児は二時。母子健康手帳をお持ちください。

### 乳幼児健康診査 三歳児健康診査

第一 8  
かりません。しかも、カンは急激には広がらず、知らず知らずのうちには広がり、自覚症状が出た時に  
専門医で胃検診を受けましょう。  
今年から胃検診を実施  
ることができない方は、三十五歳未満の方、すでに胃の手術をしている方、妊娠している方などで  
行 事  
河川パト  
不法投棄  
特定施設、  
棄物保管  
し尿浄化  
指導  
家庭雑排水  
策  
主要河川  
業用水の水  
河川愛護会  
導

### 朝日ヶ丘児童館の ご利用を:

児童保育課家庭児童相談係  
☎2241000内線381

上田市で初めての児童館として、四月一日にオープンした朝日ヶ丘児童館は、市内に居住している満六歳以上、満十八歳未満の児童の健全な育成を主な目的としています。この児童館は、下記にしたが



長野大学ボランティアのお姉さんと一緒に遊ぶ子供たち(朝日ヶ丘児童館で)

い開館していますので、ご利用ください。  
開館時間：四月から九月(春・夏)までは、午後一時から同五時まで。十月から三月(秋・冬)までは、午後一時から同四時三十分まで。  
休館日：日曜日、国民の祝日、年末年始(十二月二十九日から翌年一月三日まで)

その他：児童の福祉増進事業(ボランティア活動)に従事される方も、ご利用ください。

### 市営住宅(第二種)の

つくられた施設を題材とした「第十二回簡保資金写真コンクール」を次のとおり行っています。多数

### 所得・資産・納税 証明書の交付を 請求される方へ

市民税課  
☎2241000内線232  
有線②0611

勤務先、官公庁、金融機関などへ提出するための所得証明書、資産証明書、納税証明書の交付は、次により請求してください。

- ① 証明書の請求は、本人または生計同一家族の方に限ります。(ただし、資産証明は相続人も含みます)
- ② 代理人の場合は、委任状が必要です。
- ③ 印鑑と証明手数料一件につき百円をご持参ください。

### 児童手当の現況届は 6月10日までに

児童保育課  
☎2241000内線383

児童手当を受けている人は、児童手当の現況届を六月十日(火)までに、児童(民生)委員さんへ提出してください。現況届の用紙は、児童委員さん

### 児童手当の 該当者は手続きを

児童手当は、請求により支給されますので、新しく該当する人は次により手続きをしてください。  
〈受給資格〉

- ① 十八歳未満の児童を三人以上養育している、そのうち一人以上が義務教育終了前(中学を卒業するまで)の児童であること。
- ② 前年の所得が、一定額(例えば扶養親族五人の場合、三百五十二万六千円)に満たないこと。

〈手続方法〉  
該当する人は、児童保育課家庭児童相談係か、豊殿・塩田・川西の各支所へ、印鑑、健康保険証、口座通帳を持参し、手続きをしてください。

なお、公務員や公共企業体の職員の方々は、勤務先で手続きをしてください。  
〈支給額〉  
三人以上の児童のうち、出生順に数えて三人目から、義務教育終了前の児童一人につき月額五千円です。

### マイマイガを 徹底防除しよう

農林課林務係  
☎2241000内線324  
有線②0762

昨年、一昨年とほぼ上田市全域に被害を与えた「マイマイガ」が、今年も発生し始めました。特に、夜間電燈がついている周辺の樹木、家屋の壁などに住みついていて、巣から発生しています。

発生初期は、巣にかたまっているので薬剤散布が大きな効果を上げます。今のうちなら、桑園など農作物への被害が少ないので、初期防除に全力をあげましょう。

この幼虫は、天気の良い日に糸を出してぶらさがり、風に飛ばされて散ってしまいます。みんな地域を見回り、早期発見、早期防除に努めましょう。

散布用薬剤は、ディブテックス乳剤(一千倍液)、ディブテックス粉剤(十アール当り四kg以上使用)、サリチオン及びスミチオン乳剤(一千倍液)または粉剤(十アール当り四kg以上使用)があります。

散布方法などについては、農林課林務係へお問合せください。  
国が難病として指定している病(気管支炎、アレルギー性鼻炎、全身性エソテマトーデスなど)にかかっている人、その疑いの

### 市営住宅(第二種)の 入居者を募集

管理課住宅係  
☎241000内線345  
有線20731

市営住宅の補充入居者(今回は第二種住宅に限ります)を、六月二日(月)から六月三十日(月)まで募集します。希望される方は、次により管理課へ申込んでください。  
対象住宅：上田原団地、梅が丘団地、桜台団地、内堀団地です、いずれも第二種住宅に限ります。

資格：①市内に住んでいるか、勤め先のある人で住宅に困っている人。②同居、または同居しようとする親族がある人。③市営住宅入居収入基準に該当する人。例：給与所得者で扶養親族一人の場合(第二種住宅)年間収入百五十七万一千九百九十九円以下。

### 簡保資金 写真コンクールの 作品を募集

郵便局では、簡易保険の資金で

つくられた施設を題材とした「第十二回簡保資金写真コンクール」を次のとおり行っています。多数ご応募ください。

〈テーマ〉  
簡保資金でつくられた施設(学校、公営住宅、道路、市町村庁舎、橋など)の明るい作品。

〈写真のサイズ〉  
カラーはスライド三十五ミリ以上、白黒は四ツ切り。

〈応募先〉  
最寄りの郵便局。

〈募集期間〉  
七月三十一日(木)まで。

〈賞〉  
カラー、白黒の両部それぞれに……郵政大臣賞一点、賞金五万円、タテ。簡保保険局長賞二点、賞金三万円、タテ。簡保資金研究会理事長賞五、賞金一万円、タテ。簡保資金研究会理事賞四十点、賞金五千円、タテ。

なお、応募者全員に参加賞として、記念品を進呈します。

〈その他〉  
詳しいことは最寄りの郵便局へ。

### 第6回、上小地区 心身障害者体育大会

心身障害者の皆さんが、スポー

に、児童(民生)委員さんへ提出してください。  
現況届の用紙は、児童委員さん

ツを通して、健康の保持と体力の増強、および相互の親睦を図ることを目的とした、「第六回上小地区心身障害者体育大会」が、上小の身体障害者福祉協会などの主催で開かれます。どうぞ多数の方、ご参加ください。  
とき：五月二十五日(日)、午前九時集合。

ところ：上田市宮陸上競技場。  
参加者：上小地区の心身障害者。競技種目：トラック、フィールド。

### 福祉用電話

#### お年寄り

#### 聴覚障害者に便利

上田電報電話局  
☎24000(無料)

お年寄りや耳のご不自由な方に、電話を便利にご利用いただくため、いろいろな福祉用電話があります。そこで、六回に分けていくつかを紹介していますが、今回はその二回目です。

#### シルバーホン「びびき」

相手の声を頭部の骨に振動させて聞く、骨伝導方式の電話機です。音を大きくしただけでは聞きとりにくいという方や高い音、低い音

千円です。ただし、市民税の所得割りのない世帯は、月額六千五百円です。

が聞きとりにくい方に便利で、最近発売された商品です。もちろん、普通の電話機としてもご利用いただけます。  
工事費：二千円。  
使用料：月額、九百円。

### 難病でお悩みの方へ

### 医療福祉相談を 実施します

上田保健所 ☎231260

原因不明、治療方法未確立(難病)の病気がかかっている人は、一生がい闘病生活を余儀なくされるときには回復しても社会や職場に復帰することが、困難なこともあります。また、ご家族を含めて日常かかえる諸問題は複雑多岐にわたり、その内容は深刻なものであるります。

そこで、このような病気で苦しんでいる方やそのご家族の悩み、迷いなどの解決を図り、より明るく充実した日々を過していただくため、医療と福祉が一体となって、それぞれのケースごとに相談にあずかることになりました。相談された内容につきましては、十分秘密が守られますので、多めに活用されることをおすすめします。

#### 〈対象者〉

あります。  
散布方法などについては、農林課林務係へお問合せください。

国が難病として指定している病(スモン、パーキンソン病、全身性エソテマトーデスなど)にかかっている人、その疑いのある人やその人たちのご家族。  
〈実施場所、日時〉  
上田保健所(合同庁舎内)で、毎月第二月曜日の午後一時から四時まで。

#### 〈相談内容〉

①医療相談(専門医師、保健婦)……病状及び病態についての相談、介護・食事・日常生活面での相談、医療費公費負担についての相談など。

②福祉相談(身体障害者福祉司、社会福祉主事)……経済援助に関する相談、福祉諸制度に関する相談、人生相談など。

〈その他〉  
相談を希望される方は、住所・氏名・電話番号と病名を、上田保健所へ口頭で、相談しようとする月の前月末日までにお知らせください。



# 心身障害者の皆さんへ

## 自動車に係る 物品税の免除範囲が拡大

従来から下肢、または体幹に障害を有する身体障害者の皆さんが、自ら運転するために購入する小型普通乗用四輪自動車については、物品税の免除措置が講ぜられていました。今回、物品税法施行規則の一部が改正され、自動車に係る物品税の免除範囲が次のとおり拡大されました。

一、免税の対象となる障害者

(1) 身体障害者：身体障害者手帳の交付を受けている人のうち、下表に該当する障害を有する人。

(2) 精神薄弱者：療育手帳の交付を受けている人のうち、重度の障害を有する人。

二、免税の対象となる自動車

次の①、②に該当する小型普通乗用四輪自動車。なお、免税で

免税の対象となる障害の程度

障害の区分	障害の級別
視覚障害	1級から3級までの各級及び4級の1
聴覚障害	2級及び3級
平衡機能障害	3級
上肢不自由	1級、2級の1及び2級の2
下肢不自由	(身体障害者本人が運転する場合) 1級から6級までの各級  (生計を一にする人が運転する場合) 1級、2級及び3級の1
体幹不自由	(身体障害者本人が運転する場合) 1級から3級までの各級及び5級  (生計を一にする人が運転する場合) 1級から3級までの各級
心臓機能障害	1級及び3級
じん臓機能障害	1級及び3級
呼吸器機能障害	1級及び3級



上田市は、千曲の清流と、上田城に象徴される自然と人とが調和した、住みよいまちです。わたしたち市民は、自らの英知と努力により、さらにすばらしいまちにする願いをこめて、ここに市民憲章を定めます。

一、自然に感謝し、きれいな水と空気を守り、緑のあふれるまちにします。

二、からだをきたえ、教養を高め、豊かな文化を育てるまちにします。

三、人々の善意をとうとび、あたたかい心がふれあうまちにします。

四、産業を伸ばし、働くよろこびを大切に、活気にみちたまちにします。

五、平和と自由を求め、広く世界に目を向けた明るいまちにします。

購入できる自動車は、一人の心身障害者について一台に限られます。

①、一の(1)に該当する身体障害者が購入する自動車であって、身体障害者が自ら運転するために必要とするもの。

②、一の(1)、または一の(2)に該当する心身障害者が購入する自動車であって、その人と生計を一にする人が運転し、もっぱら心身障害者が移動するために必要なもの。⑤「生計を一にする人」とは、互いに協力扶助し、日常の生活の資を共通にしている人をいいます。

三、免除手続  
免税措置を受けようとする人は、

税務署などに備え付けの「物品税特殊用途免税物品購入資格証明書」用紙に所要の事項を記入した後、市役所福祉課から免税購入資格者であることの証明を受け、これを自動車販売業者に提出してください。

四、実施期日  
昭和五十五年三月二十五日。

五、証明を受ける所  
市役所福祉課 (☎41000内線373、有線20791)

### 子供の歯の健康相談

むし歯予防週間にちなみ、今年も第八回、子供の歯の健康相談を行います。

須川、畑山、長入、岩清水、野倉の各投票所は午後四時までです。投票はなるべく早目に、時間の余裕をみて投票しましょう。

代理投票  
投票は、自分で書くことになっていますが、手をとって代わって書いてもらいます。

内容：歯の検診と相談。歯みがき指導。食事とおやつのコナ。子供の成長と歯の科学展示。

主催：上田小県歯科医師会、長野県歯科衛生士会上田支部、後援：上田市、上田保健所、長野県口腔衛生協会。



歯みがきで歯を守りましょう(歓喜園保育園で)

投票日現在、満二十歳以上の人の投票は、三月二十八日以前から、三月三十一日までです。



投票はなるべく早目に、時間の余裕をみて投票しましょう。

投票は、自分で書くことになっていますが、手をとって代わって書いてもらいます。

# 衆議院議員総選挙 (公示日6月2日) 最高裁判所裁判官国民審査 (公示日5月30日) 参議院議員通常選挙 (公示日5月30日)

## この一票 私の代りに政治する

### 投票できる人

投票日現在、満二十歳以上の人で二月二十八日以前から、三か月以上引き続き上田市に住んでいて住民票に記載され、さらに選挙人名簿に登録されている人です。

### ▼転出者

二月二十九日以後に上田市から転出された人で、転出先の市町村の選挙人名簿に登録されていない場合旧住所地(上田市)の名簿にまだ登録されている場合は、上田市の投票所で投票できます。

### ▼転入者

二月二十九日以後に上田市外から上田市へ転入された人で、上田市の選挙人名簿に登録されていない場合、旧住所地の名簿に登録されていればそこで投票ができます。

### ▼市内転居者

五月十日までに市内転居し市役所市民課か各支所へ転居届をされ、住民票に記載された人は新住所地の投票所で投票できます。

五月十一日以後転居届を出された人は、旧住所地の投票所で投票することになります。

### 投票できない人

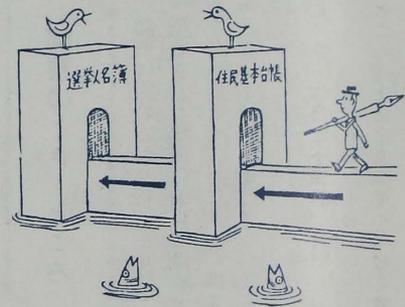
名簿に登録されていても、実際にはそこに住んでいない人、学生などで修学のため、寮、下宿

知と努力によらざるにすばらしいまちにする願いをこめてここに市民憲章を定めます。

平和と自由を求め、広く世界に目を向けた明るいまちにします。

### 三、免除手続

免税措置を受けようとする人は、



住民基本台帳に、のらなければ、選挙人名簿にのらない。

などに住んでいる場合の住所は、原則としては寮や下宿にあることになっていきます。したがって、これらに該当する人は、入場券が郵送されても投票ができないことがあります。

### 入場券

入場券は世帯あてに郵送しますので、それぞれ自分の分を点線から切りとって投票所へ持参してください。入場券は、再発行しませんので投票日まで大切に保管しておいてください。

### 投票できる時間

午前七時から午後六時までです。

むし歯予防週間にちなみ、今年も第八回、子供の歯の健康相談

須川、畑山、長入、岩清水、野倉の各投票所は午後四時までです。投票はなるべく早目に、時間の余裕をみて投票しましょう。

### 不在者投票

選挙当日、投票所に行つて投票できない人にかぎり、不在者投票ができます。

期間は、公示の日から、投票日の前日までで、午前八時三十分から午後五時まで、毎日、選挙管理委員会(市役所四階)で行つていきますので、なるべく早目に投票をすませるようにしてください。

投票においでるときは、入場券(届いているとき)と印鑑を必ずお持ちください。

◎市外に一時滞在している人は、滞在地で投票できるので早目に手続きしてください。

◎病院、老人ホーム、身体障害者更正援護施設、保護施設などで不在者投票の指定を受けている施設にはいつている人は、そこで投票できます。

ただし歩行不能で一般の投票所に行くことができない人に限られます。

### 投票の方法

後日、チラシにより、投票の方法をお知らせいたしますので、その順序により投票してください。

### 代理投票

投票は、自分で書くことになっていますが、手をいたためていたり字を知らないために字が書けないなどの場合は、投票所で申し出てください。補助者の代筆によって投票することができます。

投票の秘密は厳重に守られますので安心して、遠慮なく申し出てください。

### 郵便による不在者投票

重度身体障害者の皆さんのうち次に該当する人は、郵便による在宅投票ができます。早目に手続きをしてください。

### 一、投票できる人

身体障害者手帳所持者で、二、三級で定められた症状に該当する人。

戦傷病者手帳所持者で特別項症二項症、三項症までの人で定められた症状に該当する人。

### 二、郵便投票証明書の交付申請

投票を希望する人は、選挙人が登録されている市町村選挙管理委員会委員長が発行する証明書が必要ですので申請して交付を受けてください。

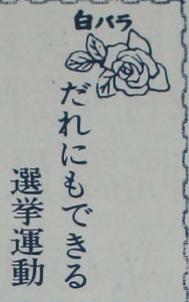
(この証明書は、四年間有効ですから大切に保管しておいてください。)

後援：上田市、上田保健所、長野県口腔衛生協会。

### 三、投票の手続き

選挙の期日前四日(六月十八日)までに、本人自身の署名により、投票用紙および投票用封筒を請求し本人自身で候補者一名の氏名を記載し、所定の封筒に入れて署名し、本人が登録されている市町村の選挙管理委員会の委員長に、必ず郵便により送付します。

この投票については早目に手続きをするようにしてください。



### 選挙運動用はがき

選挙運動用として表示を受けたはがきを候補者からもらって知人などに出すことができます。

記載する内容については虚偽や公序良俗に反することのないかぎり自由です。

工場、事務所、会社などへ「御中」または「御一同様」などと書き回覧することはいけないことになっています。

このはがきは、必ず定められた郵便局に出すことになっています。

### 個人演説会

個人演説会で、応援演説することができます。

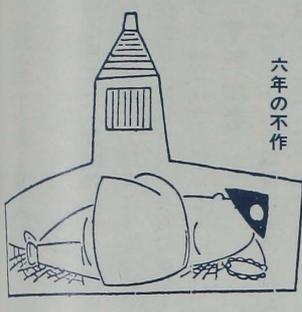
### 個々面接

電車、バス、あるいは道路上でたまたま友人や知人に出会い、その機会を利用して投票を依頼することができます。

### ビラの頒布

国の選挙に限りビラを頒布することができます。頒布の方法は選挙事務所内、立会演説会場の入口、個人演説会場内、街頭演説の場所において頒布することができます。また、新聞折込みにより各戸配布することもできることになっています。

うっかり一票 六年の不作



### 署名運動の禁止

## 今回の同日選挙に際して

上田市選挙管理委員会委員長 森山 潔



衆議院が解散され、衆議院議員の総選挙と、かねて予定されていた第十二回参議院議員の通常選挙とが、六月二十二日に同日選挙で行われます。

今度の選挙は、各選挙区毎の衆議院議員選挙と最高裁判所裁判官の国民審査、参議院議員の地方区全国区と四種の投票が行われるわ

けです。しかも今度の選挙は、八十年代の政治潮流を占う選挙とも言われます。

この頃はあらゆる面で地球が狭くなってきていますし、政治経済を始め凡てが世界的となり、関連課題も広汎、複雑化しています。

特に我が国は資源が少なく、それを外国に依存している関係もあって、イラン、アフガンの問題も直ちに国政に反映し、これがまた我々の日常生活に影響するといった状況で、仲々微妙、複雑な時局を迎えています。

国会は国の最高機関として、選

みんなで見聞きましょう

### 立会演説会

◎参議院議員通常選挙

六月八日午後七時三十分から 上田市民会館

◎衆議院議員総選挙

六月九日 上野が丘公民館

六月十二日 塩田解放会館

六月十七日 上田市民会館

(いずれも午後七時三十分から)

### ラジオ テレビ放送

新聞、ラジオ、テレビの番組などによりお知らせしますので、聴視してください。

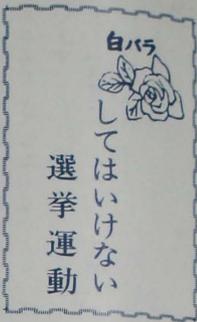
挙によって選ばれた議員で運営されることですから、これから国の政治をおまかせする議員を選ぶことがいかに大切なことかわかりのことと存じます。

自分で選んだ方が、どう政治に取り組んできたか、これから選ぶ方が、どう取り組んでいくか、よく観察して選ぶことです。適格者がいない、誰がやっても同じだ、と言われる方も、こと自分の生活に関係ある基本の政治のことですから、一気に理想的であり得ないにしても、漸次理想に向って努力を積み重ねていく意味合いから、選挙という形で与えられている主権者たる国民審判の唯一の機会ですから、即投票という形で、その責務を果たすことが大切です。

の候補者など寄付禁止の条項にふれる場合がありますのでじゅうぶんに注意してください。

ものを屋内に掲示することは、いっさい認められていません。また屋内用と称して窓の内側に貼付し

なっています。  
このはがきは、必ず定められた  
郵便局に出すことになっています。



### 戸別訪問の禁止

戸別訪問とは、選挙運動のために、連続して戸別に選挙人の居室を訪問することです。(官公庁、会社、工場、事業所なども戸別のなかにはいります。)

また、一戸だけ訪問してもその状況、内容などにより戸別とみなされることもありますし、玄関内にはいらず軒下、庭などであっても戸別訪問に該当します。単なるあいさつ、名刺をおいてあることなどもいけないことで、何人も戸別訪問することはできません。この場合、立候補届出後であるか立候補の決意前であるかは、同罪の成立に影響がないとされています。



### 署名運動の禁止

選挙に關し投票をしてもらうため、または投票をさせない目的で、選挙人に対し署名運動することは禁止されています。

### 人気投票の公表の禁止

選挙に關し、公職に就くべき人の子想する人気投票の経過または結果を公表することは禁止されています。

### 飲食物の提供の禁止

選挙運動に關してはその名目はどうであらうと、飲食物(なら加工しなくてもそのまま飲食に供し得るもの。たとえば、料理、弁当、酒、ビール、ジュース、果物菓子など)を提供することはできません。

たとえば、候補者が選挙運動員や選挙運動に使用する労務者を慰労する目的で飲食物を提供する。第三者が候補者を激励するために陣中見舞として候補者などに飲食物を提供することもいけません。陣中見舞に清酒をもつていきますがこれも含まれています。公職



午前八時三十分  
と ころ 上田市立清明小学校体育館

候補者など寄付禁止の条項にふれる場合がありますのでじゅうぶんに注意してください。  
ただし、お茶や日常もちいられている程度の菓子はさしつかえありません。



### 氣勢を張る行為の禁止

選挙運動のために自動車をつらね、または隊ごをくみ、はち巻や旗などをたてて往来するなどは、氣勢を張る行為で禁止されています。

### 買収響応の禁止

選挙運動のため、選挙人または選挙運動者に対し、金銭、物品などをおくったり、約束すること、また、飲食物を提供し、芝居や遊

### 選挙妨害の禁止

候補者について、デマをとばしたり、選挙人、候補者、選挙運動員などをおどかしたり、演説、集会、交通などを妨害したり、選挙用のポスターを破いたり、投票に干渉し棄権をすすめたりして選挙の自由をさまたげると選挙の自由妨害の罪となります。

### 連呼行為の制限

病院、学校、立合演説会場などの付近では静かにするようにきめられています。

### 選挙前と後のあいさつ行為の制限

選挙前と後のあいさつ行為は期日の定めはなく、文章、口頭、会合などを利用してすることは制限されています。

### ポスターの制限

今回の選挙は、衆議院と参議院地方区は掲示場以外に掲示できません。全国区の掲示場は設置しません。よく屋内用などといわれている

六月十二日 塩田解放会館  
六月十七日 上田市民会館  
(いずれも午後七時三十分から)

ものを屋内に掲示することは、いっさい認められていません。また屋内用と称して窓の内側に貼付し通行人に見えらるようなことは違反です。

### 許可なくはられたポスター

選挙運動用は勿論、選挙に関する政党等の政治活動用ポスターを、国・県・市・町村・国鉄・電々公社の所有、管理するもの、公共用の道路、樹木、公園、ロータリー、ガードレール、歩道橋等に掲示することはいけないことになっています。また他人の家屋、店舗、事業所、工作物、各種電柱、道路、自治会の防犯灯などに許可なく掲示することは違反です。この場合管理者、所有者、居住者が一方的に取り除くことができます。破損させないように取り除くことはよいが破損させると違反となる場合があります。なるべく責任者をよんで直ちに取り除かせることがよい方法です。

家族などが許可をあたえてある場合がありますのでよくたしかめてから処置してください。

してください。

